

## 伊勢原市告示第 57 号

悪臭防止法による悪臭原因物の排出の規制地域の指定等を次のように定める。

### 悪臭防止法による悪臭原因物の排出の規制地域の指定等

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 3 条の規定に基づき、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域を次の 1 のとおり指定し、法第 4 条第 2 項の規定に基づき、臭気指数及び臭気排出強度の規制基準を次の 2 のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

#### 1 規制地域

伊勢原市の区域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 2 項に規定する都市計画区域に指定された区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定により農業振興地域に指定された区域を除く。）

#### 2 規制基準

##### （1）法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する規制基準

ア 1 種地域（規制地域のうち都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号で規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいう。） 臭気指数 10

イ 2 種地域（規制地域のうち 1 種地域を除く地域をいう。） 臭気指数 15

##### （2）法第 4 条第 2 項第 2 号に規定する規制基準

（1）に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号。以下「省令」という。）第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数とする。

##### （3）法第 4 条第 2 項第 3 号に規定する規制基準

（1）に定める規制基準を基礎として、省令第 6 条の 3 に定める方法により算出した臭気指数とする。

#### 附 則

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。